

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 7 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

平成 20 年 7 月に㈱アーバンコーポレーションが発行した転換社債型新株予約権付社債券（以下、「CB等」という。）を巡るBNPパリバ証券会社東京支店の契約等行為のあり方に関しては、CB等と関連したスワップ取引の存在が開示されていなかったことが、発行会社の資金調達に関する投資者の理解を誤らせたのではないかと、また、一連の取引等が本規則で規制対象としているMSCB等に類似したものではないか等の批判や指摘が各方面でなされたところである。

本協会では、平成 21 年 2 月に行動規範委員会の本件事案に係る審議結果を受け、一連の対応を講ずることとした（ ）ところであり、自主規制会議に対しては、当該委員会から本規則等のあり方に関して検討等の要請が行われたところである。

それを受け、実務者をメンバーとした「MSCBの取扱いに関する分科会」において検討を行ったところ、将来の新たな商品スキームを予見することは困難であることから、MSCB等の定義に該当しない場合でも、一定の要件を満たしMSCB等と同等な効果が生じる場合には本規則を適用することとし、不適切な資金調達スキームを幅広く排除（牽制）するための規定を新設することとした。

（ ）平成 21 年 2 月 行動規範委員会下部機関である「アーバンコーポレーション転換社債契約等を巡る事案に関する小委員会」報告書参照。

・改正の骨子

会員が上場有価証券の発行会社が発行する第 2 条第 1 号イからニに掲げる有価証券の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 1 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する規定を新設する。（第 13 条第 1 項）

規則第 13 条第 1 項の適用を行った場合には、第 5 条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び第 13 条第 1 項の適用を受けることとなる当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容を追加する規定を新設する。（第 13 条第 2 項）

その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成 21 年 7 月 14 日から施行し、同日以後、発行に係る取締役会決議又は株主総会の特別決議が行われた C B 等から適用する。

- 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制 1 部 担当：佐々木、齋藤（TEL 03-3667-8647）

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 21 年 7 月 14 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(MSCB等以外への適用)</u> 第 13 条 <u>会員が上場有価証券の発行会社が発行する第 2 条第 1 号イからニに掲げる有価証券(以下「CB等」という。)の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第 2 条第 1 号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。</u> 2 <u>会員は、前項の規定によりこの規則の適用を行った場合には、第 5 条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引の内容について、開示の要請を行うこととする。</u> (この規則の適用除外) 第 14 条 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 21 年 7 月 14 日から施行し、同日以後、発行に係る取締役会決議又は株主総会の特別決議が行われたCB等から適用する。	(新 設) (この規則の適用除外) 第 13 条 (省 略)